

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
2	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	秋の生活支援事業	①エネルギー・食料品の価格が上昇し、年金や生活保護費など、毎月固定された収入のみで暮らしている低所得世帯にとっては、日々の生活費の割合が増高している。冬季に向けた低所得世帯の負担軽減を図るため生活支援を行う。 ②低所得世帯の世帯主に対し、10,000ポイント(10,000円相当)の電子地域通貨(通称:Beコイン)を付与 ③10,000円×810世帯=8,100,000円 ④令和7年度の住民税が非課税の世帯であり、基準日として設定した日時点で美瑛町に住民票があり、次のいずれかに該当する世帯。 ・高齢者世帯 65歳以上の者のみで構成される世帯 ・障がい者世帯 障害者手帳を所持している者がいる世帯 ・ひとり親世帯 児童扶養手当を受給している世帯 ・生活保護世帯 生活保護を受給している世帯	R7.9	R8.2
3	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	物価高騰対策低所得世帯支援事業	①物価高騰による影響が大きい、年金や生活保護費など、毎月、固定された収入のみで暮らしている低所得世帯に対して、負担軽減を図ることを目的に生活支援を行う。 ②低所得世帯の世帯主に対し、5,000ポイント(5,000円相当)の電子地域通貨(通称:Beコイン)を付与 ③5,000円×900世帯=4,500,000円 ④令和7年度の住民税が非課税の世帯であり、基準日として設定した日時点で美瑛町に住民票があり、次のいずれかに該当する世帯。 ・高齢者世帯 65歳以上の者のみで構成される世帯 ・障がい者世帯 障害者手帳を所持している者がいる世帯 ・ひとり親世帯 児童扶養手当を受給している世帯 ・生活保護世帯 生活保護を受給している世帯	R7.12	R8.2
4	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対策社会福祉施設等支援事業	①事業目的・効果 エネルギー価格や食料品価格の高騰の影響を受けている美瑛町内に所在する医療機関、介護施設等、障がい福祉サービス施設等及び児童福祉施設等の事業者に対し、美瑛町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業による支援金を支給することにより、社会福祉施設等の経済的負担軽減を図り、もって安定的な地域医療等の提供体制の確保につなげる。 ②交付金を充当する経費の内容 医療機関、介護施設等、障がい福祉サービス施設等、児童福祉施設等の事業者に対する助成 ③積算根拠 (1)医療機関 ・無床診療所 116,300円×1か所≒117,000円 ・歯科 116,300円×3か所≒351,000円 ・薬局 58,200円×4か所≒236,000円 (2)介護施設等 ・居宅サービス 58,200円×7か所≒413,000円 ・通所サービス 8,900円×65人≒579,000円 ・居住系・施設サービス 21,600円×385人≒8,322,000円 ・介護予防サービス 58,200円×2か所≒118,000円 (3)障がい福祉施設等 ・日中活動系サービス 8,900円×170人≒1,513,000円 ・入所・居住系サービス 21,600円×5人≒108,000円 (4)児童福祉施設等 ・8,900円×113人≒1,006,000円 ④事業の対象 社会福祉施設等の事業者	R8.1	R8.3
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	公衆浴場確保対策補助事業	①公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の趣旨に基づき必要な助成措置を講じる。 ②補助金 250千円 ③燃料高騰前の光熱水費に単価上昇率を乗じて入浴料金統制額の改定額を差し引いて積算 ④公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場であって、物価統制令第4条の規定に基づき入浴料金が定められている公衆浴場	R8.2	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	小麦支援対策事業	<p>①本町畑作の中心的作物であり、農業経営の拡大に伴って作付面積が増加している小麦について、生産費のうち乾燥調整料が経費の増嵩により増加している。このため、乾燥調整料の一部を助成し、今後の小麦生産の振興を支援する。</p> <p>②1俵あたりの乾燥調整経費前年比増加分の2分の1 前年比増加分250円×2分の1=100円(100円未満切り捨て)</p> <p>③100円×273,000俵=27,300,000円</p> <p>④町内の小麦生産者</p>	R7.12	R8.3
7	④消費下支え等を通じた生活者支援	Beコインくらし応援ポイント事業	<p>①物価高騰の影響を受けている町民生活の支援と町内経済の活性化を図るため、全町民に対して美瑛町電子地域通貨を用いてBeコインポイントの給付を実施する。</p> <p>②ポイント給付分補助金、ポイント発行手数料、カード印刷費用</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイント給付 5,000円分×9,212人(全町民)=46,060千円</li> <li>・事務費(カード印刷費用、発行手数料)=840千円</li> </ul> <p>④令和7年12月1日時点で美瑛町内に住民票のある者</p>	R7.12	R8.3
8	①食料品の物価高騰に対する特別加算	消費活性化事業(プレミアム付電子商品券発行事業)	<p>①物価高騰の影響を受けている町民生活の支援と町内経済の活性化を図るため、美瑛町電子地域通貨のプラットフォームを用いて、「好きですびえい電子商品券」を販売する。</p> <p>②電子商品券におけるプレミアム分費用、電子商品券ポイント発行手数料</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売総数150,000,000円×30%(プレミアム分)=45,000千円</li> <li>・事務費(郵送費、振込手数料、発行手数料)=3,124千円</li> </ul> <p>④購入者は、町民に制限し、販売時に身分証明書等にて町民であることを確認した後、販売する。 ※本省繰越事業として実施</p>	R8.2	R8.3
9	④消費下支え等を通じた生活者支援	春の生活応援ポイント事業	<p>①物価高騰の影響を受けている町民生活の支援と町内経済の活性化を図るため、全町民に対して美瑛町電子地域通貨を用いてBeコインポイントの給付を実施する。</p> <p>②ポイント給付分補助金、ポイント発行手数料</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイント給付 6,000円分×9,212人(全町民)=55,272千円</li> <li>・事務費(発行手数料)=730千円</li> </ul> <p>④令和8年4月1日時点で美瑛町内に住民票のある者 ※本省繰越事業として実施</p>	R8.1	R8.3